

平成30年度

立木第1回

# 入札のご案内

(資格付一般競争入札物件明細書)

平成30年5月31日(木)13時30分締切

伊豆森林管理署会議室

豊かな住まいに天城材

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。

伊豆森林管理署

〒410-2401

伊豆市牧之郷546-5

TEL 050(3160)6020

FAX 0558(72)5553

# 公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

- 1 入札及び開札の日時  
平成30年5月31日（木）  
入札開始13時20分  
締切 13時30分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所  
伊豆森林管理署会議室
- 3 郵便入札  
認めます。  
(1) 送付場所 〒410-2401  
静岡県伊豆市牧之郷546-5 伊豆森林管理署  
(2) 到着期限 平成30年5月30日（水） 16時00分必着。  
\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。  
(3) その他留意事項  
封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。
- 4 入札物件  
(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。  
ア 売払番号  
イ 物件所在地  
ウ 伐採種（皆伐・間伐）  
エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分  
オ 搬出期間  
カ 樹種・数量・収穫面積  
(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」「分収育林についてのご注意」を参照して下さい。

## 5 入札参加者の資格

平成27年度から平成31年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額8%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

### (1) 代理人の入札への参加

#### ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

#### イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印(委任状と同じ印)が必要となります。

す。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

## (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

## (3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は平成30年6月7日(木)までとします。

## 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

## 12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利0.83%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

### 1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を伊豆森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を伊豆森林管理署長に提出して下さい。

### 1.4 各規程等の閲覧場所

#### (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：伊豆森林管理署または伊豆森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：伊豆森林管理署で閲覧して下さい。

伊豆森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/izu/index.html>

#### (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、伊豆森林管理署業務グループ（経営・森林ふれあい担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto>

#### 15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

#### 16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

伊豆森林管理署 業務グループ(経営・森林ふれあい担当)

電話番号 050-3160-6020 FAX 番号0558-72-5553

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

使用印鑑

代理人住所  
氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日                      平成      年      月      日
- 2 件      名
- 3 入札に関する一切の件  
  
平成      年      月      日

住      所

商号又は名称  
代表者氏名

㊞

分任契約担当官  
伊豆森林管理署長      小林 伸一 殿

注意： 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出してください。

なお、当該年度を有効とする年間委任状(別紙1-2)を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

※本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えありません。

委 任 状

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積りに関する事項

3 〇〇〇〇〇

4 委任期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

5 受任者使用印鑑

使用印鑑

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

㊞

分任契約担当官

伊豆森林管理署長 小林 伸一 殿

※本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えありません。



# 入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び入札者注意書を承知のうえ、入札します。

平成 年 月 日

分任契約担当官  
伊豆森林管理署長 殿

( 入 札 者 )  
住 所

商号又は名称  
代表者氏名

印

( 代 理 人 )  
住 所

氏 名

印

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入札物件一覧表

入札 番号	物件所在地	面積(ha)	種類	樹種	本数	材積(m3)	林齢	搬出 期間	備考
1	伊豆市筏場 筏場国有林 204い林小班	2.78	皆伐	スギ ほか	2,172	1,924.51	56	36ヶ月	分収育林 オーナー数13名 水源かん養保安林
2	賀茂郡河津町梨本 梨本国有林 627に1林小班	0.91	皆伐	スギ ヒノキ ほか	677	519.07	57	36ヶ月	分収育林 オーナー数20名 水源かん養保安林
	賀茂郡河津町梨本 梨本国有林 628い1林小班	3.92	皆伐	スギ ヒノキ ほか	3,791	1,989.42	57	36ヶ月	分収育林 ※上記同契約 水源かん養保安林
3	賀茂郡河津町梨本 梨本国有林 652い1林小班	5.93	皆伐	スギ ヒノキ ほか	6,148	3,409.22	56	36ヶ月	分収育林 オーナー数18名 水源かん養保安林
計		13.54			12,788	7,842.22			

# 入札第 1 号

分収育林 皆伐

静岡県伊豆市筏場

搬出期間

36ヶ月

筏場国有林204㍓林小班 林齢56年生 面積2.78ha 材積1,924.51m<sup>3</sup>

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	用材	16	16	1	0.17			
		18	16	3	0.63			
		20	17	25	6.75			
		22	18	66	22.44			
		24	19	122	51.24			
		26	19	146	71.54			
		28	20	175	103.25			
		30	20	188	125.96			
		32	21	213	168.27			
		34	21	188	167.32			
		36	21	186	184.14			
		38	22	132	150.48			
		40	22	144	178.56			
		42	22	97	129.98			
		44	22	78	112.32			
		46	23	54	86.40			
		48	23	54	92.34			
		50	23	39	71.37			
		52	23	23	44.62			
		54	23	13	26.91			
		56	24	8	18.32			
		58	24	1	2.42			
		60	24	4	10.24			
		62	24	1	2.70			
		64	24	3	8.52			
		66	24	1	2.98			
	用材計			1,965	1,839.87			
	パルプ	12~40	13~22	203	83.63			
	パルプ計			203	83.63			
スギ計				2,168	1,923.50			
N計				2,168	1,923.50			
他L	パルプ	20~34	10~12	4	1.01			
他L計				4	1.01			
L計				4	1.01			
総計				2,172	1,924.51			

入札第 2 号

分収育林 皆伐

静岡県賀茂郡河津町梨本

搬出期間

36ヶ月

梨本国有林627に1林小班 林齢57年生 面積0.91ha 材積519.07m<sup>3</sup>

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	用材	20	15	10	2.40			
		22	16	24	7.20			
		24	16	47	16.45			
		26	17	68	29.24			
		28	18	78	41.34			
		30	19	83	52.29			
		32	19	72	51.84			
		34	20	73	62.05			
		36	21	49	48.51			
		38	21	42	45.78			
		40	22	31	38.44			
		42	22	16	21.44			
		44	22	13	18.72			
		46	23	17	27.20			
		48	23	12	20.52			
		52	23	2	3.88			
		54	24	3	6.48			
56	25	1	2.39					
58	25	2	5.06					
60	25	1	2.67					
	用材計			644	503.90			
	パルプ	16~36	12~21	28	11.85			
	パルプ計			28	11.85			
スギ計				672	515.75			
ヒノキ	用材	36	18	1	0.81			
		40	19	1	1.03			
	用材計			2	1.84			
ヒノキ計				2	1.84			
N計				674	517.59			
他L	パルプ	24~46	11~15	3	1.48			
他L計				3	1.48			
L計				3	1.48			
総計				677	519.07			

入札第 2 号

分収育林 皆伐

静岡県賀茂郡河津町梨本

搬出期間

36ヶ月

梨本国有林628い1林小班 林齢57年生 面積3.92ha 材積1,989.42m<sup>3</sup>

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m <sup>3</sup> )	単価	金額	備考
スギ	用材	18	14	6	1.08			
		20	15	21	5.04			
		22	16	51	15.30			
		24	16	82	28.70			
		26	17	88	37.84			
		28	18	115	60.95			
		30	19	112	70.56			
		32	19	85	61.20			
		34	20	79	67.15			
		36	21	76	75.24			
		38	21	57	62.13			
		40	22	43	53.32			
		42	22	30	40.20			
		44	22	25	36.00			
		46	23	17	27.20			
		48	23	7	11.97			
				50	23	1	1.83	
		52	24	2	4.08			
		54	24	4	8.64			
		56	25	1	2.39			
		58	25	1	2.53			
	用材計			903	673.35			
	パルプ	14~40	11~22	101	26.20			
	パルプ計			101	26.20			
スギ計				1,004	699.55			
ヒノキ	用材	16	14	4	0.60			
		18	15	38	7.60			
		20	15	147	35.28			
		22	16	273	81.90			
		24	16	372	130.20			
		26	17	420	180.60			
		28	17	383	187.67			
		30	18	301	177.59			
		32	18	225	148.50			
		34	18	145	105.85			
		36	18	75	60.75			
		38	19	35	32.90			
		40	19	16	16.48			
		42	19	10	11.20			
		44	19	6	7.26			
		46	19	2	2.62			
		48	20	2	2.98			
	用材計			2,454	1,189.98			
	パルプ	10~40	11~19	275	83.32			
	パルプ計			275	83.32			
ヒノキ計				2,729	1,273.30			
モミ	パルプ	22~46	12~14	5	2.36			
モミ計				5	2.36			
他N	パルプ	62	13	1	1.40			
他N計				1	1.40			
N計				3,739	1,976.61			

入札第 2 号

分収育林 皆伐

静岡県賀茂郡河津町梨本

搬出期間 36ヶ月

梨本国有林628い1林小班 林齢57年生 面積3.92ha 材積1,989.42m<sup>3</sup>

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
他L	パルプ	20~44	8~14	52	12.81			
他L計				52	12.81			
L計				52	12.81			
総計				3,791	1,989.42			

入札第 3 号

分収育林 皆伐

静岡県賀茂郡河津町梨本

搬出期間

36ヶ月

梨本国有林652い1林小班 林齢56年生 面積5.93ha 材積3,409.22m<sup>3</sup>

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m <sup>3</sup> )	単価	金額	備考
スギ	用材	16	15	18	2.88			
		18	16	128	26.88			
		20	17	320	86.40			
		22	18	460	156.40			
		24	19	631	265.02			
		26	20	634	323.34			
		28	21	536	332.32			
		30	21	428	299.60			
		32	22	326	267.32			
		34	22	233	216.69			
		36	23	179	193.32			
		38	23	102	121.38			
		40	24	99	133.65			
		42	24	56	81.76			
		44	25	31	50.53			
		46	25	13	22.75			
		48	25	17	31.79			
50	26	11	22.88					
54	26	3	7.08					
56	26	2	5.00					
	用材計			4,227	2,646.99			
	パルプ	8~50	9~26	786	204.45			
	パルプ計			786	204.45			
スギ計				5,013	2,851.44			
ヒノキ	用材	16	13	2	0.26			
		18	14	16	2.88			
		20	15	48	11.52			
		22	15	69	19.32			
		24	16	93	32.55			
		26	16	144	57.60			
		28	17	114	55.86			
		30	17	120	66.00			
		32	17	110	68.20			
		34	18	58	42.34			
		36	18	51	41.31			
		38	18	29	25.81			
		40	18	22	21.34			
		42	19	19	21.28			
		44	19	9	10.89			
46	19	2	2.62					
48	19	1	1.41					
	用材計			907	481.19			
	パルプ	10~40	10~18	100	25.88			
ヒノキ計				1,007	507.07			
アカマツ	パルプ	32~60	14~16	6	6.60			
アカマツ計				6	6.60			
モミ	パルプ	36~72	13~19	8	15.38			
モミ計				8	15.38			
N計				6,034	3,380.49			
他L	パルプ	20~38	8~16	114	28.73			



入札第 3 号

分収育林 皆伐

静岡県賀茂郡河津町梨本

搬出期間 36ヶ月

梨本国有林652い1林小班 林齢56年生 面積5.93ha 材積3,409.22m<sup>3</sup>

樹種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
	パルプ計			114	28.73			
他L計				114	28.73			
L計				114	28.73			
総計				6,148	3,409.22			

## 特 約 事 項

- 1 作業に当たっては、治山・林道工事等の関係の他、地元との関係を含め円滑な事業実行のために、あらかじめ担当森林官と打合せのうえ着手並びに終了するようお願いします。

また、林道にはゲートを設け施錠してありますので、事前に担当森林事務所または、伊豆森林管理署に問い合わせてください。

- 2 調査木は、全て伐倒、搬出してください。

- 3 搬出等の支障木伐採については現地案内の際等に必ず確認をしてください。物件によっては制限がある場合があります。

なお、搬出等の支障木は、物件材積の5%を超えることはできません。

また、支障木は、収穫調査・販売及び引渡し終了後に伐倒・搬出することを原則としていますので、支障木が発生した場合（支障木の発生が予想される場合を含む。）には、速やかに担当森林官に連絡するようお願いします。

なお、公売物件区域内外の保安林内支障木伐倒及び土地の形質変更行為については、手続きに1ヶ月以上かかる場合があることを予めご承知おき願います。

- 4 伐倒、集材及びトラック運材など各作業に当たっては、安全作業を心掛けていただくとともに、歩行者や狩猟者が誤って区域内に立ち入らないように、林道入口や、作業箇所周辺及び歩道沿いなどに「この先、伐倒・集材作業中」などと表示した看板を必ず掲示するようお願いします。

- 5 材木の搬出は10t以下の車両で走行してください。また、林道等の状況によっては、これより小さいトラックの使用をお願いすることがあります。

規定以上の車両を乗り入れたことにより、国有林林道に損傷等を与えた場合は、補償を求めることがあります。

- 6 周辺に山葵田がある物件については、山葵田への影響にご配慮ください。

- 7 歩道及び伐採区域界沿いは、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処置してください。

また、伐採区域界には樹木の植栽時に獣害防護柵を設置しますので、区域界からおおよそ1.8m程度には、枝条等を積み上げないでください。

8 作業道などの路網を作設して搬出を行う場合は、作設中及び搬出中に公道や溪流・山葵田等に土砂や土石が流出・転落をしないように必要な対策を確実に行うこととしてください。

なお、搬出完了後に土砂や土石の流出等の恐れがある場合は、搬出完了届の提出前までに盛土部分の原状回復等の必要な措置を講じることとします。

9 狩猟期間及び有害鳥獣駆除の際には、国有林内で猟銃が使用される場合があります。関係猟友会等には、当署から「〇〇国有林〇〇林小班で作業予定あり発砲に注意されたい」旨の通知をすることとしていますが、作業箇所の周囲には「作業中発砲禁止」と表示した看板を必ず掲示するようにしてください。

10 各法令の遵守を徹底し、火気等の取扱いには留意してください。

11 伐採着手前に「立木販売箇所の作業計画届」を管轄する森林官へ提出してください。

12 その他、現地案内の際、森林官の説明を受けて下さい。

## 分収育林についてのご注意

### 【1号物件】～【3号物件】

本物件は分収育林として募集した林分のため、国の他に多数のオーナーがそれぞれの持分に応じた権利を有しております。

従って、通常の立木公売と代金納入方法が異なりますので、下記の内容をご承知のうえ、入札に参加して下さい。

#### 記

- 1 代金の延納            契約代金が150万円以上の場合、国の分収金に対してのみ入札のご案内「12 代金の延納」のとおり認めますが、各オーナーに対する支払い（振込）の延納は出来ません。
  
- 2 物件の引渡            国及び各オーナーへの代金が完納（確認）した日から、15日以内（国への代金支払いは、延納担保の提供を含む）。
  
- 3 納入の方法            この物件を落札された方は、売買代金の総額を口数で分割し、国は納入告知書により、各オーナーには口座振込によりお支払いいただくこととなります。各人ごとの振込金額並びに口座番号は個人情報となりますので、落札後お知らせ致します。  
情報の取り扱いにあたっては、十分に注意していただくようお願い致します。  
なお、このことに係わる振込手数料については、予定価格から控除してありますので申し添えます。
  
- 4 振込の確認            各オーナーへの振込期限は、国への納入期限の日と同一日とし、振込後は振込証明書写し等、各オーナーへの振込を完了した証明となる書面を伊豆森林管理署へ提出していただきます。

## 現 地 案 内

### **入札 1号 物件**

平成30年5月14日（月曜日）9時00分までに  
筏場森林事務所にお集まり下さい。

案内者 首席森林官 藤田

筏場森林事務所 伊豆市牧之郷546-5

TEL 0558-74-2501

### **入札 2号～3号 物件**

平成30年5月14日（月曜日）13時00分までに  
河津森林事務所にお集まり下さい。

案内者 首席森林官 佐藤

河津森林事務所 賀茂郡河津町下佐ヶ野81-3

TEL 0558-35-7107

○現地出発時間の厳守をお願いします。

なお、雨天決行といたしますが、当日の天候等の条件により多少の変更は  
ありますのでご承知下さい。















